

第二十号議案

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区個人番号の利用に関する条例（平成二十七年十月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。
 別表第一に次のように加える。

十五 区長	江戸川区重度心身障害者（児）日常生活用具等給付要綱（昭和四十八年四月一日施行）による日常生活用具等の給付に関する事務であって規則で定めるもの
十六 区長	江戸川区在宅心身障害者（児）巡回入浴サービス事業実施要綱（昭和六十一年四月一日施行）による入浴サービスの実施に関する事務であって規則で定めるもの
十七 区長	江戸川区障害者（児）移動支援事業実施要綱（平成十九年五月二十五日施行）による移動支援に係る費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの
十八 区長	江戸川区日中一時支援事業実施要綱（平成十九年五月二十五日施行）による日中一時支援に係る費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの
十九 区長	江戸川区地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱（平成十九年五月二十五日施行）による地域活動支援センターⅡ型事業に係る費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの
二十 区長	江戸川区障害者グループホーム支援事業実施要綱（平成二十年二月五日施行）による家賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの
二十一 区長	江戸川区中等度難聴児発達支援事業実施要綱（平成二十五年七月一日施行）による補聴器の購入費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
二十二 区長	江戸川区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業実施要綱（平成二十八年四月一日施行）による看護師等の派遣に係る支援費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
二十三 区長	江戸川区重度障害者大学等修学支援事業実施要綱（令和五年一月一日施行）による大学等修学支援に係る費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であつて規則で定めるもの

身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であつて規則で定めるもの

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であつて規則で定めるもの

児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定又は知的障害者福祉法による知的障害者に関する情報であつて規則で定めるもの

別表第二の一の六の項中

身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であつて規則で定めるもの

二十四 区長	江戸川区重度障害者等就労支援事業実施要綱（令和五年一月一日施行）による就労支援に係る費用の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
二十五 区長	江戸川区在宅心身障害者施設入浴サービス事業実施要綱（令和五年四月一日施行）による施設入浴サービスの費用の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

に改め、同表の十の項中「事

を

に改め、同表の七の項中

を

児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定又は知的障害者福祉法による知的障害者に関する情報であつて規則で定めるもの

務」の下に「（別表第一の十五の項から二十の項まで、二十三の項及び二十四の項に定めるものを除く。）」を加え、同表の十一の項、十二の項及び二十一の項

中

身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であつて規則で定めるもの

を

身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であつて規則で定めるもの

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であつて規則で定めるもの

に改め、同表の三十五の項中

児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定又は知的障害者福祉法による知的障害者に関する情報であつて規則で定めるもの

（昭和二十五年法律第二百二十三号）」を削り、

生活保護法による保護の実施に関する情報であつて規則で定めるもの

を

中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの

える。

三十六 区長							
江戸川区重度心身障害者（児）日常生活用具等給付要綱による日常生活用具等給付に関する規定のもの							
難病患者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの	江戸川区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定又は知的障害者福祉法による知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定又は知的障害者福祉法による知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
-------------------------	------------------------------	----------------------	---

に改め、同表に次のように加

<p>三十七 区長</p>	<p>江 戸 川 区 在 宅 心 身 障 害 者 (児)</p>	<p>規 則 で 定 め る も の あ っ て</p>																																	
<p>三十八 区長</p>	<p>江 戸 川 区 障 害 者 (児)</p>	<p>規 則 で 定 め る も の あ っ て</p>																																	
<p>規 則 で 定 め る も の あ っ て</p>	<p>難 病 の 患 者 に 対 す る 医 療 等 に 関 す る 法 律 に よ る 特 定 医 療 費 の 支 給 に 関 す る 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>規 則 で 定 め る も の あ っ て</p>	<p>児 童 福 祉 法 に よ る 小 児 慢 性 特 定 疾 病 医 療 費 の 支 給 に 関 す る 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>規 則 で 定 め る も の あ っ て</p>	<p>生 活 保 護 関 係 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>規 則 で 定 め る も の あ っ て</p>	<p>中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 等 関 係 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>規 則 で 定 め る も の あ っ て</p>	<p>地 方 税 関 係 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>規 則 で 定 め る も の あ っ て</p>	<p>介 護 保 險 給 付 等 関 係 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>規 則 で 定 め る も の あ っ て</p>	<p>児 童 福 祉 法 に よ る 障 害 児 入 所 支 援 に 関 す る 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>規 則 で 定 め る も の あ っ て</p>	<p>身 体 障 害 者 福 祉 法 に よ る 身 体 障 害 者 手 帳 に 関 す る 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>規 則 で 定 め る も の あ っ て</p>	<p>児 童 福 祉 法 に よ る 児 童 及 び そ の 家 庭 に 関 す る 調 査 及 び 判 定 又 は 知 的 障 害 者 福 祉 法 に よ る 知 的 障 害 者 に 関 す る 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>規 則 で 定 め る も の あ っ て</p>	<p>障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 に よ る 自 立 支 援 給 付 の 支 給 に 関 す る 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>規 則 で 定 め る も の あ っ て</p>	<p>江 戸 川 区 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー Ⅱ 型 事 業 実 施 要 綱 に よ る 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー Ⅱ 型 事 業 の 実 施 に 関 す る 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>規 則 で 定 め る も の あ っ て</p>	<p>生 活 保 護 関 係 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>規 則 で 定 め る も の あ っ て</p>	<p>中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 等 関 係 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>規 則 で 定 め る も の あ っ て</p>	<p>地 方 税 関 係 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>規 則 で 定 め る も の あ っ て</p>	<p>介 護 保 險 給 付 等 関 係 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>規 則 で 定 め る も の あ っ て</p>	<p>児 童 福 祉 法 に よ る 障 害 児 入 所 支 援 に 関 す る 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>規 則 で 定 め る も の あ っ て</p>	<p>身 体 障 害 者 福 祉 法 に よ る 身 体 障 害 者 手 帳 に 関 す る 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>規 則 で 定 め る も の あ っ て</p>	<p>児 童 福 祉 法 に よ る 児 童 及 び そ の 家 庭 に 関 す る 調 査 及 び 判 定 又 は 知 的 障 害 者 福 祉 法 に よ る 知 的 障 害 者 に 関 す る 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>

<p>三十九 区長</p>												
<p>の 中 事 江 支 一 業 戸 給 時 実 川 に 支 施 区 関 援 要 日 す 係 綱 中 る 事 係 一 務 務 費 時 で 用 日 支 援</p>	<p>る 務 費 に 移 も 用 の よ の あ 支 動 つ 給 支 支 て 規 動 業 則 関 支 実 で 係 援 施 定 定 係 要 め 事 網</p>											
<p>定 児 め 童 る 福 も 祉 の 法 に による よ 障 る 害 る 児 る 入 る 所 る 支 る 援 る 情 る 報 る であ る っ る て る 規 る 則 で 定 て め る る も の</p>	<p>地 方 税 関 係 情 報 であ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 等 関 係 情 報 であ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>生 活 保 護 関 係 情 報 であ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>児 童 福 祉 法 に よ る 小 児 慢 性 特 定 疾 病 医 療 費 の 支 給 に 関 する 情 報 であ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>難 病 の 患 者 に 対 す る 医 療 等 に 関 す る 法 律 に よ る 特 定 医 療 費 の 支 給 に 関 する 情 報 であ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>難 病 患 者 福 祉 手 当 関 係 情 報 であ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>江 戸 川 区 心 身 障 害 者 福 祉 手 当 条 例 に よ る 心 身 障 害 者 福 祉 手 当 の 支 給 に 関 する 情 報 であ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 に よ る 自 立 支 援 給 付 の 支 給 に 関 する 情 報 であ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>児 童 福 祉 法 に よ る 児 童 及 び そ の 家 庭 に つ い て の 調 査 及 び 判 定 又 は 知 的 障 害 者 福 祉 法 に よ る 知 的 障 害 者 に 関 する 情 報 であ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 す る 法 律 に よ る 精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 に 関 す る 情 報 であ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>身 体 障 害 者 福 祉 法 に よ る 身 体 障 害 者 手 帳 に 関 す る 情 報 であ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>児 童 福 祉 法 に よ る 障 害 児 入 所 支 援 に 関 す る 情 報 であ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>

四十 区長													
江 戸 川 区 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー Ⅱ 型 事 業 実 施 要 綱 に よ る 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー Ⅱ 型 事 業 に 関 する 規 則 に あ る 事 務 の あ る も の あ る も の													
あ つ て 規 則 で 定 め る も の													
中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	知的障害者福祉法による知的障害者に関する情報であつて規則で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であつて規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であつて規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定又は知的障害者福祉法による知的障害者に関する情報であつて規則で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であつて規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であつて規則で定めるもの

<p>四十五 区長</p>	<p>江 戸 川 区 重 度 障 害 者 等 に よ る 就 労 支 援 実 施 要 綱</p>	<p>四十四 区長</p>	<p>江 戸 川 区 重 度 障 害 者 大 学 等 修 学 支 援 実 施 要 綱 に よ る 大 学 等 修 学 支 援 に 係 る 費 用 の 支 給 に 関 す る 事 務 に あ つ て 規 則 で 定 め る も の</p>	<p>等 の 派 遣 に 係 る 支 援 費 の あ つ て 規 則 で 定 め る も の</p> <p>身 体 障 害 者 福 祉 法 に よ る 身 体 障 害 者 手 帳 に 関 す る 情 報 に あ つ て 規 則 で 定 め る も の</p> <p>児 童 福 祉 法 に よ る 児 童 及 び そ の 家 庭 に 関 す る 情 報 に あ つ て 規 則 で 定 め る も の</p> <p>障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 に よ る 自 立 支 援 給 付 の 支 給 に 関 す る 情 報 に あ つ て 規 則 で 定 め る も の</p> <p>生 活 保 護 関 係 情 報 に あ つ て 規 則 で 定 め る も の</p> <p>中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 等 関 係 情 報 に あ つ て 規 則 で 定 め る も の</p> <p>地 方 税 関 係 情 報 に あ つ て 規 則 で 定 め る も の</p> <p>身 体 障 害 者 福 祉 法 に よ る 身 体 障 害 者 手 帳 に 関 す る 情 報 に あ つ て 規 則 で 定 め る も の</p>
-------------------	--	-------------------	--	---

													四十六 区長
													費用の支給に 務であって規 るものであつて規則で定め
													江戸川区在宅心身障害 者施設入浴サービス費の 業実施要綱による施設 入浴サービスによる施設 支給に関する事務であ つて規則で定めるもの
中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	江戸川区地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱による地域活動支援センターⅡ型事業に関する情報であつて規則で定めるもの	江戸川区在宅心身障害者（児）巡回入浴サービス事業実施要綱による入浴サービスの実施に関する情報であつて規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であつて規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定又は知的障害者福祉法による知的障害者に関する情報であつて規則で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であつて規則で定めるもの	規則で定めるもの

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表に列挙されていない事務について、特定個人情報報を利用し、又は提供を受けるため、独自利用事務として事務を追加するとともに、必要な限度で庁内連携するに当たり、個別に事務及び特定個人情報報を別表第二に追加するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。